

第6回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年5月8日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	欠
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時40分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第6回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願ひいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、第6回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第6回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、7番議席 横井啓行委員と、8番議席 藤田則幸委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第10号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第10号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について</p>

	<p>次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和2年5月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p>
	<p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により、毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の法人10団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第10号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。この案件について、質問等がありましたらお願いします。</p>
<p>4番 田中委員</p>	<p>この中には、東員町の法人もありますが、どういうことですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>東員町にある法人ですが、いなべ市に農地があるということです。</p>
<p>(日程第3) 議長</p>	<p>それでは、日程第3 報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第3 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書について 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和2年5月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は、許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、1件、1筆、面積499㎡であることを報告します。</p>

	<p>議長 報告第11号については、合意解約による通知を受けたものです。この報告事項について、質問等がありましたらお願いします。質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第4)	<p>議長 続きます、日程第4 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第4 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和2年5月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、7件、11筆、面積 5,346 ㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <1番案件>の申請地は、北勢町新町地内の田です。 譲受人である北勢町新町の■■■■が、四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、420㎡を売買により譲り受ける申請です。 <2番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の畑です。 譲受人である藤原町上相場の■■■■が、鈴鹿市の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、380㎡を売買により譲り受ける申請です。 <3番案件>の申請地は、藤原町東禅寺地内の畑です。 譲受人である藤原町東禅寺の■■■■が、桑名市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、181㎡を売買により譲り受ける申請です。兄である■■■■の耕作面積 3,657㎡の耕作に従事しているという農業従事申述書が添付されておりますので、括弧書きとなっております。 <4番案件>の申請地は、大安町梅戸及び南金井地内の田、畑です。 譲受人である大安町梅戸の■■■■が、大安町梅戸の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、3,546㎡を売買により譲り受ける申請です。 <5番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の畑です。</p>

	<p>譲受人である大安町石樽北の■■■■が、大安町石樽北の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、380㎡を売買により譲り受ける申請です。荒畑のため、営農計画書が提出されております。</p> <p><6番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町石樽北の■■■■が、大安町石樽東の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、135㎡を売買により譲り受ける申請です。荒畑のため、営農計画書が提出されております。</p> <p><7番案件>の申請地は、大安町平塚地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町高柳の■■■■と平塚の■■■■が、大阪市の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、572㎡の内304㎡を売買により譲り受ける申請です。■■■■の耕作面積は、父である■■■■の耕作に従事しているという農業従事申述書が添付されておりますので、括弧書きとなっております。また、こちらは、後の議案にあります第5条(所有権移転)申請6番案件の隣接地になります。</p> <p>以上7件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について採決いたします。</p> <p>7番案件は、この後出てきます第5条(所有権移転)6番案件と同時許可とすること、その他の案件については、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第5) 議長 続きまして、日程第5 議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第6(日程第6) 議長 議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p>
--	---

<p>事務局</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について (所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。令和2年5月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、9件、17筆で3,371㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <1番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は第2種農地です。 譲受人である大安町石樽東の■■■■が、大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、499㎡を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道を利用し、汚水及び生活雑排水は下水道に接続、雨水は自然浸透です。 <2番案件>の申請地は、北勢町東貝野地内の田です。農地区分は第2種農地です。 譲受人である愛知県小牧市の■■■■が、北勢町麻生田の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、402㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。 <3番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の畑です。農地区分は第1種農地です。 譲受人である三重郡朝日町の■■■■が、員弁町松之木の■■■■が所有する議案書に記載の5筆、1,132㎡を建売分譲住宅4棟分へ転用したい旨の計画です。第1種農地ですが、集落に接続する住宅ですので、例外的に許可されます。工事計画については、土地造成は周辺にコンクリートブロック等を設置し、土砂、雨水の流出を防ぎます。取水は上水道、汚水及び雑排水は下水道に接続、雨水は既設道路側溝へ放流します。 <4番案件>の申請地は、北勢町東貝野地内の畑です。農地区分は第1種農地です。 譲受人である北勢町東貝野の■■■■が、神奈川県川崎市の■■■■</p>
------------	---

が所有する議案書に記載の1筆、36㎡を駐車場へ転用したい旨の計画です。第1種農地ですが、集落に接続しますので、例外的に許可されます。既にコンテナが設置してありますので、始末書が添付されています。工事計画については、土地造成は行わず、取水はなく、雨水排水は既設道路側溝へ放流します。

<5番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、500m以内に北勢病院と六石歯科があるため第3種農地です。

譲受人である四日市市のが、名古屋市のが共有する議案書に記載の1筆、460㎡を個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水生活排水は下水道、雨水排水は自然浸透です。

<6番案件>の申請地は、大安町平塚地内の畑です。農地区分は農用地ですが、農用地除外決定されました。除外後は第1種農地となります。第1種農地ですが、既存施設の拡張ですので、例外的に許可されます。

譲受人である大安町高柳のと大安町平塚のが、大阪市在住のが所有する議案書に記載の2筆、572㎡の内268㎡を駐車場へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は既設道路側溝へ放流です。

<7番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市在住のが、大安町石樽南のが所有する議案書に記載の1筆、61㎡を、隣接する畑への進入路として転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は切土を30センチ程度行い、ブロック塀を設置し、土砂、雨水の流出を防止します。取水は行わず、雨水排水は自然浸透させます。

<8番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である岐阜県養老町のが、北勢町別名のが所有する議案書に記載の2筆、437㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

＜9番案件＞の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である大安町石樽下の■■■■が、石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、76㎡を隣接宅地258.57㎡と一体利用し住宅用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は周辺にコンクリートブロック等を設置し土砂、雨水の流出を防ぎます。取水は上水道、汚水及び雑排水は下水道に接続、雨水は既設道路側溝へ放流します。

日程第6 議案第31号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和2年5月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の5条貸借権等設定の申請は、3件、3筆で1,162㎡です。

＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞

＜1番案件＞の申請地は、大安町石樽南地内の地目は畑です。農地区分は第2種農地です。

使用借人である大安町石樽南の■■■■が、大安町石樽南の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、186㎡を借りて、個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成を行い、既設石積み若しくはブロックを設置し、土砂の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水と生活雑排水は下水道、雨水排水は既設の道路側溝へ放流です。

＜2番案件＞の申請地は、員弁町東一色地内の地目は田です。農地区分は農用地除外地ではありますが、いなべこどもクリニック、コパデンタルクリニックが500m以内にあるため、第3種農地です。

使用借人である川越町の■■■■が、員弁町東一色の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、499㎡を借りて、個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成を行い、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水と生活雑排水は下水道、雨水排水は既設の道路側溝へ放流です。

	<p><3番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の地目は畑です。農地区分は農用地除外地ではありますが、大泉駅が300m以内にあるため、第3種農地です。</p> <p>使用借人である員弁町東一色の■■■■が、員弁町東一色の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、477㎡を借りて、個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成を行い、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水と生活雑排水は下水道、雨水排水は既設の道路側溝へ放流です。</p> <p>以上5条所有権移転9件と、5条貸借権等設定3件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、5月1日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」9件、及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございます。</p> <p>このことについて何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
--	---

<p>(日程第7)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続いて、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第32号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第7 議案第32号 非農地証明願いについて 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年5月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は5件、6筆、1,271㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><1番案件>の申請地は、員弁町西方地内の台帳地目、畑と田です。</p> <p>願い出者は、員弁町西方の■■■■で、平成元年から住宅に転用し、現在に至っております。</p> <p><2番案件>の申請地は、大安町片樋地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町片樋の■■■■で、20年以上前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><3番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町鼓の■■■■で、平成5年から駐車場に転用し、現在に至っております。</p> <p><4番案件>の申請地は、北勢町奥村地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町新町の■■■■で、昭和42年から住宅に転用し、現在に至っております。</p> <p><5番案件>の申請地は、藤原町東禅寺地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、藤原町東禅寺の■■■■で、昭和60年から住宅</p>
------------------------------------	--

		<p>に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>議案第32号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。</p>
5 その他	議長	<p>その他でございますが、委員さん、事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、6月3日午前9時から現地調査です。12番石原委員と13番二宮委員は出席をお願いします。6月10日に委員会となりますので、よろしくお願いいたします。</p>
6 閉会の宣言	議長	<p>これもちまして、第6回農業委員会を終了します。</p> <p>【午前9時40分閉会】</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____